Ⅱ 基本構想

〈めざすべきまちの将来像〉

平成24(2012)年度～平成33(2021)年度

1 都市イメージ
2 体系図
3 目標人口
4 土地利用の方針

1　都市イメージ

新たな時代に向けて、10 年後の古賀市がめざす都市イメージを掲げます。

つながり
にぎわう
快適安心都市
こが

～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～

人やモノが集い、
活気にあふれ、にぎわうまち

地域経済を活性化するとともに、新たな魅力を創出し、
人やモノが集積する拠点となり、
活気とにぎわいにあふれるまちにします。

自然と歴史・文化の未来へつなぎ、
こころやすらぐまち

先人から受け継いだ豊かな自然や環境と、
誇れる歴史や文化の魅力を守り育て、次世代に継承し、
こころやすらぐまちにします。

こころ豊かに学び、
人や地域がつながり、支えあうまち

子どもから大人までこころ豊かに学びあい、互いの人権を大切にし、
市民や地域、行政が共働して、
男女が共にいきいきと暮らせるまちにします。

快適で住みやすく、
安心して元気に暮らせるまち

快適な生活環境や防災・防犯体制を充実させるとともに、
健康福祉を向上させ、
笑顔があふれるまちにします。

2 体系図

基本構想 平成24(2012年度)～平成33(2021)年度 10年間

都市イメージ

つながり
にぎわう
快適安心都市
こが

豊かな自然と
元気な笑顔に出会うまち

人やモノが集い、
活気にあふれ、
にぎわうまち

自然と歴史・文化の魅力を
未来へつなぎ、
こころやすらぐまち

こころ豊かに学び、
人や地域がつながり、
支えあうまち

快適で住みやすく、
安心して元気に暮らせるまち

基本目標1	活気とにぎわいあふれるまちづくり
政策1－1	農林業の振興
政策1－2	商工業の振興
政策1－3	観光の振興

基本目標2	自然を大切にし　環境にやさしいまちづくり
政策2－1	環境の保全
政策2－2	循環型社会の形成

基本目標3	こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり
政策3－1	学校教育の充実
政策3－2	社会教育の振興
政策3－3	青少年の健全育成
政策3－4	文化芸術の創造・継承
政策3－5	スポーツの振興

基本目標4	住みやすい生活環境の整ったまちづくり
政策4－1	良好な市街地・住環境の形成
政策4－2	交通環境の形成
政策4－3	水道水の安定供給
政策4－4	下水道の整備

基本目標5	安全で安心して暮らせるまちづくり
政策5－1	災害対策の強化
政策5－2	防犯の強化
政策5－3	交通安全の推進

基本目標6	すこやかで元気あふれるまちづくり
政策6－1	地域福祉の推進
政策6－2	健康づくりの推進
政策6－3	保健・医療の充実
政策6－4	子育て支援の充実
政策6－5	高齢者福祉の推進
政策6－6	障がい者福祉の推進
政策6－7	生活支援の推進

基本目標7	互いに認めあい　みんなでつくるまちづくり
政策7－1	人権のまちづくりの推進
政策7－2	男女共同参画社会の確立
政策7－3	共働のまちづくりの推進
政策7－4	開かれた市政の推進
政策7－5	適正な行財政運営の推進

前期基本計画
平成24(2012)年~平成28年(2016)年
5年間

重点プロジェクト
前期5年間に
特に力を入れる
戦略的かつ
横断的な取り組み

政策別基本計画
前期5年間に
取り組む施策を
政策別に
示した計画

後期基本計画
平成29(2017)年~平成33年(2021)年
5年間

重点プロジェクト
後期5年間に
特に力を入れる
戦略的かつ
横断的な取り組み

政策別基本計画
後期5年間に
取り組む施策を
政策別に
示した計画

3 目標人口

（財）九州経済調査協会が平成 18（2006）年３月に公表した「九州・山口の将来人口推計」によると、古賀市が属する福岡都市圏は平成 37（2025）年まで緩やかな人口増加が続くという推計結果が出ています。

古賀市においても、人口推計を行うと福岡都市圏と同様に緩やかな人口増加が続き、平成 33（2021）年度には 60,850 人になると予測されます。

これらの状況や上下水道など処理供給施設の余力、新たな土地区画整理事業※１などの計画的な土地利用を勘案して、古賀市では 10 年後の平成 33（2021）年度における目標人口を 65,000 人とし、福岡市近郊という立地条件や交通利便性を生かしたにぎわいと魅力あふれるまちづくりを推進します。

※１　未整備な市街地（または予定地）の道路・公園・上下水道などの公共施設整備と同時に宅地の区画の形状を整える事業。

目標人口　65,000人（平成33年度）

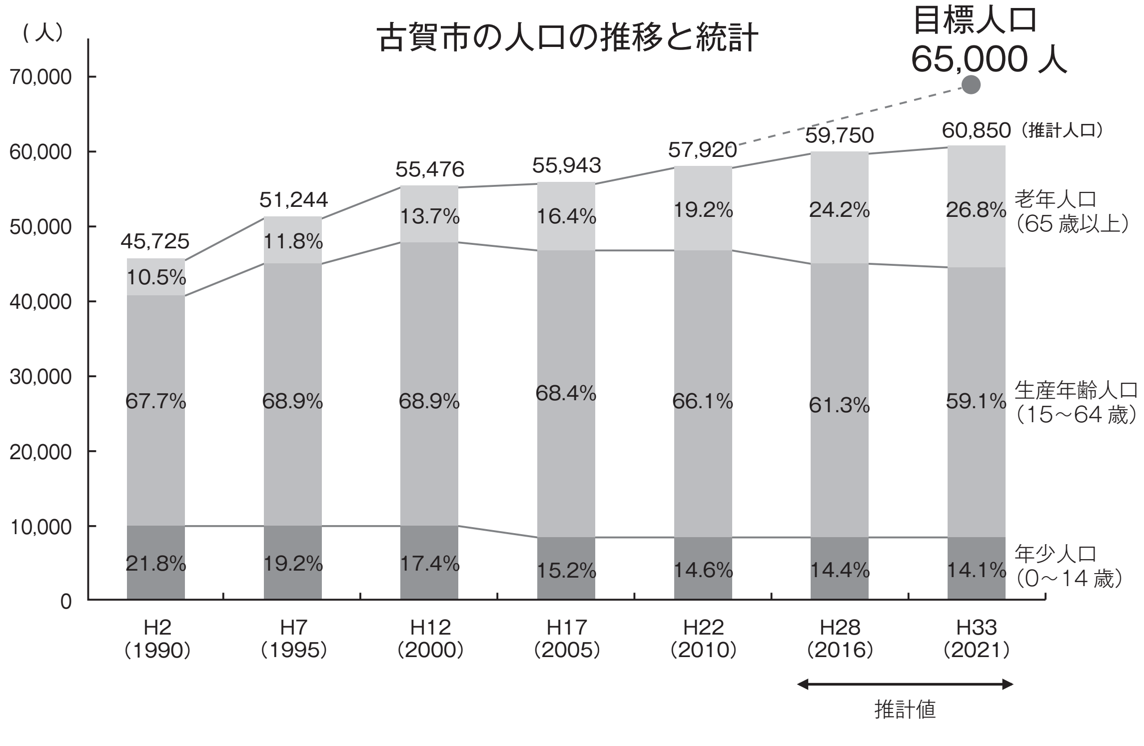

※H2～H22　国勢調査

4 土地利用の方針

古賀市の自然環境や地理的条件を踏まえながら、土地利用の方針を掲げます。

（1）良好な市街地の形成

地域住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な土地利用や低・未利用地の有効活用を図り、良好な市街地の形成をめざします。また、質の高い住宅用地の確保を図るとともに、市街地の形成が確実と見込まれる区域については、市街化区域※1への編入を図ります。

※1 都市計画区域（一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域）のうち、優先的かつ計画的に市街化を進める区域。

（2）市街化調整区域におけるコミュニティの活性化

人口減少や少子高齢化などによりコミュニティの維持が困難になりつつある既存集落については、市街化調整区域※2の主旨を踏まえつつ、コミュニティの活性化を図るための土地利用施策を推進します。

※2 都市計画区域のうち、市街化を抑制し農地や緑地などの自然環境を保全する区域。この区域では、建築や開発行為は原則として抑制される。

（3）都市計画区域外における適時、適切な土地利用の規制

計画性に乏しい開発や住宅地・工場などとの用途の混在が今後進行しないように、開発動向や関連法令、地域の実情などを踏まえながら、適時、適切な土地利用規制を図ります。その効果を踏まえ、都市計画区域への編入については再検討し、適切な土地利用となるよう取り組みます。

（4）交通の利便性などを生かした土地利用の実現

古賀インターチェンジ周辺や国道３号、主要地方道筑紫野・古賀線などの幹線道路沿線、現工業団地周辺においては、交通の利便性や立地条件を生かした商工業・流通系の産業が立地できるように、適切な土地利用転換を図ります。

（5）豊かな自然との共生

大都市近郊にありながら豊かな自然を有する特性を生かし、海岸、河川、森林、農地、ため池などを適切に保全・整備し、次世代へ継承していきます。

（6）ＪＲ３駅を拠点とした“歩いて暮らせるまちづくり”の推進

都市機能の充実や市民が安全で安心して暮らせる生活環境の形成、美しい景観への配慮などにより、都市としての質と魅力を高めるとともに、ＪＲ駅周辺の整備や利便性の向上などにより駅前の活性化を図りながら、ＪＲ駅を拠点とした“歩いて暮らせるまちづくり”を進めます。